

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

春日部市長

市町村名 (市町村コード)	春日部市 (11214)
地域名 (地域内農業集落名)	川辺地域 (米崎、水角生産第一、水角生産第二、飯沼、赤崎第一、赤崎第二)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月5日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、半数以上が70歳以上と高齢化が進んでいる。一定数存在する認定農業者を含めた現状の農業者による農地利用を維持をしつつ、高齢化による担い手の減少に備え地域内の意欲のある担い手の発掘や地域外からの担い手の参入など地域を支える農業者の確保が課題である。

米崎地区は、田が約22.46ha、畑が約2.98ha。水角地区は、田が約63.29ha、畑が約4.11ha。飯沼地区は、田が約70.69ha、畑が約1.91ha。赤崎地区は、田が約83.96ha、畑が約4.19haであり、いずれの地区においても田の面積が多く、水稻の作付けが多い地域である。地域内的一部には用水の引き込みや排水性について、十分でない箇所も存在している。また、個々の取り組みだけでなく共同施設の設置等による地域全体で農業を継続していくための体制の構築も課題になっている。

【地域の基礎的データ】

農業者数: 130人(うち70歳以上: 100人、76.9%)、中心経営体数: 14人(うち認定農業者9人、地区外認定農業者2人、市外認定農業者1人、基準到達者1人、地区外到達者1人)

主な作物: 水稻、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来は、認定農業者を中心とした担い手に農地の出し手の確認及び農地の配分・再配分について、持続的な話し合いを行い、農地の集積・集約化を図り、水稻を中心に引き続き農地を守っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	253.61 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	253.61 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域の農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

持続的な話し合いを継続しながら各農業者の意向に基づき農地の集積、集約化を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

集積・集約化を進めるにあたっては、農地中間管理機構を通じた農地の貸借を促進していく。その際、担い手の経営規模の意向や所有者の貸付意向時期にも配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域内農地において、担い手の経営意向を踏まえ、農地の集積・集約のため必要に応じてほ場整備等の地域の実情に沿った基盤整備を検討する。飯沼地区においては、埼玉型ほ場整備に向けて調査・検討を行っている。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

引き続き認定農業を中心とした担い手による営農を継続していくなかで、地域内や近隣地域からの多様な経営体の参入の調整・検討について、農業者の意向を踏まえながら、市及びJAと連携し担い手を確保する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内の作業効率化や遊休農地の発生防止を図るため、適宜必要となる作業について農業支援サービス事業者等の作業委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

⑦耕作が出来なくなった農地の解消を図るため、農地の集積・集約化をするとともに、多面的機能支払交付金も活用し、農道や水路の管理の効率化も進めながら、農村環境の維持を図る。